

大阪市告示第782号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、副首都推進局共同設置規約を次のとおり変更することについて議会の議決を得たので、同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和8年6月5日

大阪市長 横山英幸

副首都推進局共同設置規約の一部を改正する規約

副首都推進局共同設置規約の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(所掌事務) 第4条 副首都推進局の所掌事務は、次に掲げる事項とする。 (1) <u>副首都化（大都市制度を含む。）</u> に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項 〔(2) 略〕	(所掌事務) 第4条 〔同左〕 (1) <u>副首都化</u> に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項 〔(2) 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規約は、大阪府の議会及び大阪市の議会のうち最後に議決した議会の議決の日から施行する。

(副首都推進局総務担当)